

資 料 編

- 1 豚コレラ防疫史年表
- 2 写真でみる豚コレラ防疫活動
- 3 データにみる豚コレラ防疫のあゆみ
- 4 豚コレラ防疫の行政通知文等
- 5 豚コレラ撲滅をめざした広報資料
- 6 豚コレラ清浄化記念大会の開催

1 豚コレラ防疫史年表

年 月 日	西 暦	出 来 事
明治 13 年	1880	沖縄県にて豚コレラと豚丹毒と推定される伝染病による大きな被害
明治 20 年 12 月	1887	北海道真駒内の種畜場にて米国から輸入した豚から豚の伝染性肺腸炎（豚コレラ）が発生
明治 21 年 1 月 12 日	1888	北海道毎日新聞に豚の伝染性肺腸炎発生に付注意の記事が掲載
同年 1 月末	〃	沖縄県においても発生（明治 21 年官報 1405 号）
明治 28 年 5 月	1895	沖縄県下北谷村に豚の伝染病が流行
明治 29 年 2 月 17 日	1896	牛疫、豚コレラなどを対象とされた獣疫予防法案が第 9 回帝国議会貴族院において可決
同年 3 月 29 日	〃	獣疫予防法が發布
明治 30 年 4 月 1 日	1897	獣疫予防法が施行
明治 32 年	1899	豚コレラの発生統計の取りまとめが開始（豚コレラと豚疫とが混同されていた可能性もある）
明治 43 年	1910	獣疫調査所にて高度免疫血清の製造が開始
明治 44 年	1911	獣疫調査所にて製造された豚コレラ血清の予防及び治療に応用
大正 5 年	1916	福岡県で発生（250 頭）
大正 7 年	1918	福岡県、佐賀県にて発生
大正 8 年 3 月	1919	獣疫調査所の二村彦治郎により予防液の研究に着手
大正 9 年 10 月	1920	10 月に大分市にて開催された第 3 回九州連合畜産共進会に鹿児島、宮崎、福岡、熊本及び長崎県から出品された豚が帰県後一斉に発症したことに発して大正 12 年まで、九州一円及び全国に流行
大正 10 年	1921	九州一円及び沖縄県に未曾有の大流行
大正 10 年	〃	獣疫調査所の二村彦治郎により豚コレラ人工感染豚の肝臓と脾臓を材料として、石炭酸加グリセリン水を加えた石炭酸不活化ワクチンを開発。その後、改良した 0.2%ホルマリン加食塩水乳剤による不活化ワクチンが製造使用される
大正 11 年～	1922 ～	沖縄県獣疫（豚伝染病）血清製造所が設立、以後豚コレラ血清及び豚コレラ予防液が製造、応用される
大正 11 年～ 13 年	1922 ～ 24	関東地方にまん延

年 月 日	西 暦	出 来 事
大正 11 年	1922	豚コレラの石炭酸グリセリン加不活化ワクチンが発生予防及びまん延防止に実際に使用される
大正 12 年 11 月 3 日	1923	大正 12 年 9 月 1 日の大震災発生により、防疫事務や血清類の製造に支障が出る。農務省「豚コレラ防疫に関する通牒」を発出
大正 13 年 2 月 8～10 日	1924	農務省により関係関東府県家畜衛生主任官議会を開催し、防疫計画を実施するとともに、豚コレラ血清、豚コレラ予防液を獣疫調査所にて製造し、流行府県で予防接種を施行
昭和 3 年	1928	獣疫調査所の大塚、寺門により 0.2%ホルマリン加食塩水乳剤による不活化ワクチンが開発され、予防液として使用される（昭和 25 年まで）
昭和 6 年から 7 年	1931-32	3 府 29 県に爆発的流行、さらに全国的に流行
昭和 6 年 2 月 23 日	1931	農林省の主催により関西の 2 府 5 県の防疫協議会（第 1 回近畿連合家畜衛生主任官会議）が大阪府にて開催
昭和 6 年	〃	関東地方 1 府 9 県の第 1 回関東連合府県家畜衛生主任官会議が神奈川県で開催（8 月 10 日）
昭和 6 年	〃	OIE 第 5 回国際委員会において豚コレラ予防に関する決議
昭和 7 年	1932	この年、国内で過去最多の発生をみる（41,018 頭）
昭和 7 年 2 月 12 日、13 日	〃	第 2 回関東連合府県家畜衛生主任官会議が静岡県にて開催
昭和 7 年 2 月 24 日、25 日	〃	九州地方の家畜衛生主任官会議を福岡県にて開催
昭和 7 年 2 月 27 日、28 日	〃	岡山県、香川県を加えた第 2 回近畿連合地域家畜衛生主任官会議が兵庫県で開催
昭和 7 年 11 月 14～16 日	〃	農林省において流行地 3 府 29 県の家畜衛生主任官を招集し、豚コレラ予防について指示
昭和 8 年 1 月 10 日	1933	農林省畜産局長から豚コレラ予防協会決議に関する通牒
昭和 8 年 2 月	〃	後藤文夫農林大臣への豚コレラ緊急防疫に関する獣疫調査所の山脇圭吉所長の意見書
昭和 8 年 2 月 23 日、24 日	〃	第 3 回関東連合府県家畜衛生主任官会議が長野県にて開催
昭和 8 年 3 月 28 日	〃	豚コレラ防遏に関する農林次官及び畜産局長の依命通

年 月 日	西 暦	出 来 事
		牒
昭和 8 年 3 月 31 日	1933	「家畜防疫と屠畜検査の連絡に関する通牒」(農林省)
昭和 8 年 5 月 25 日	〃	獣疫調査所二村彦治郎が関東区の豚コレラ予防状況(主として茨城県下における豚コレラ防遏状況)を報告
昭和 9 年 3 月 11、12 日	1934	第 4 回関東連合府県家畜衛生主任官会議が茨城県にて開催
昭和 19 年	1944	豚コレラ発生頭数は 3,173 頭
昭和 20 年から 23 年	1945	発生数はほとんど表面的にないに等しい状況
昭和 24 年	1949	豚コレラの発生は 1,000 頭を突破
昭和 24 年 4 月 27 日	〃	農林省は豚コレラ防疫方針を決定
昭和 25 年 4 月 18 日	1950	昭和 25 年度における豚コレラの防遏について畜産局長から通達
昭和 25 年 12 月 22 日	〃	昭和 26 年における豚コレラ防遏について畜産局長から通達
昭和 26 年 2 月 8 日	1951	豚コレラ予防液について畜産局長から通達(血液クリスタルバイオレット加グリセリン予防液の製造と販売)
昭和 26 年 5 月 14 日	〃	豚コレラの緊急防疫実施促進方について畜産局長から通達
昭和 26 年 5 月 31 日	〃	現行の家畜伝染病予防法の公布・制定
昭和 26 年 6 月 4 日	〃	豚コレラ予防液の事故について畜産局衛生課長から通知
昭和 26 年 7 月 10 日	〃	豚コレラ予防液の配布について(クリスタルバイオレット・ワクチンの 7 月販売・配布についての需要の確認)
昭和 26 年 12 月 17 日	〃	昭和 27 年における豚コレラ防遏について
昭和 26 年 12 月	〃	豚コレラワクチンをホルマリン不活化からクリスタルバイオレットワクチンへ
昭和 27 年 9 月 9 日	1952	豚コレラ患畜の発見についての協力依頼について、衛生課長から厚生省乳肉衛生課長宛の文書の発出
昭和 28 年 10 月 17 日	1953	豚コレラ防疫の強化についての畜産局長からの通達
昭和 28 年	〃	この年、愛知、青森、岩手、東京、神奈川、石川の各

年 月 日	西 暦	出 来 事
		都県にクリスタルバイオレット不活化ワクチンによる注射事故が発生
昭和 29 年	1954	豚コレラの高度免疫血清の使用を中止
昭和 30 年 10 月 28 日	1955	豚コレラの防疫強化についての畜産局長通達
昭和 31 年 2 月 14 日	1956	豚コレラの発生に伴う防疫の徹底について畜産局長から通達
昭和 31 年 8 月 30 日	〃	豚コレラ防疫について畜産局長から通達
昭和 32 年 5 月 22 日	1957	昭和 32 年度家畜防疫事業実施要領について畜産局長から通達
昭和 33 年 6 月 6 日	1958	昭和 33 年度家畜防疫事業実施要領について畜産局長から通達
昭和 33 年	〃	熊谷らにより END 法が開発
昭和 34 年 3 月 4 日	1959	昭和 34 年度豚コレラ防疫についての畜産局長から通達
昭和 36 年 3 月 1 日	1961	豚コレラの防疫に加え、豚の伝染性胃腸炎による損耗防止に関する畜産局長通達
昭和 36 年 5 月 20 日	〃	昭和 36 年度家畜衛生対策についての局長からの通達
昭和 36 年 8 月	〃	豚コレラ予防液（不活化）検定特殊基準の告示
昭和 37 年 1 月 31 日	1962	豚コレラの防疫についての畜産局長からの通知
昭和 38 年 5 月 20 日	1963	昭和 38 年度家畜衛生対策についての畜産局長からの通知
昭和 39 年 5 月 20 日	1964	昭和 39 年度家畜衛生対策についての畜産局長からの通知
昭和 41 年	1966	この年、戦後最多の発生をみる（24,406 頭）
昭和 42 年 2 月	1967	豚コレラ予防液製造に関わる材料豚肉の市販事件が発生
昭和 42 年 3 月 8 日	〃	豚コレラ予防液製造豚等の処理について農林事務次官通達を發出
昭和 42 年 3 月 8 日	〃	へい獣の処理の適正かについての厚生事務次官からの通知
昭和 42 年 4 月 14 日	〃	動物用生物学的製剤の取り扱いに関する省令の一部を改正する省令の交付と施行
	〃	農林事務次官から動物医薬品等取締規則及び動物用生

年 月 日	西 暦	出 来 事
		物学的製剤の取扱いに関する省令の一部改正についての通達
昭和 42 年	1967	自衛防疫促進事業により豚コレラとニューカッスル病の予防接種に対し、ワクチン購入費用の一部を補助
昭和 43 年	1968	豚コレラ生ワクチン研究協議会が設立
昭和 43 年	〃	GPE 株ワクチンの全国規模の野外試験が実施（畜産局、家畜衛生試験場、動物医薬品検査所、33 都道府県及び 3 民間研究所）
昭和 44 年	1969	豚コレラウイルス抗原検出用診断液として豚コレラ診断用蛍光抗体が承認（微生物化学研究所）
昭和 44 年	〃	家畜衛生試験場にて現行の豚コレラ弱毒生ワクチンが開発・実用化され、自衛防疫団体により組織的ワクチン接種開始。これ以降発生が激減。また、自衛防疫維持強化事業により地域共同使用機器の購入を補助（昭和 46 年まで）。
昭和 45 年	1970	日本生物科学研究所の豚コレラ診断用蛍光標識抗体が承認
昭和 45 年 1 月	〃	豚コレラ無発生を記録、34 年 12 月以来 10 年ぶりの無発生
昭和 45 年 8 月 5 日	〃	全国家畜衛生主任者会議での協議を基に畜産局長が「昭和 45 年度家畜防疫対策について」を通知
昭和 46 年	1971	家畜伝染病予防法の一部改正（第 62 条の 2）により国家防疫と自衛防疫での家畜防疫が開始
昭和 46 年	〃	家畜畜産物衛生指導協会整備事業により都道府県単位に公益法人として家畜畜産物衛生指導協会を整備・推進
昭和 47 年 5 月 31 日	1972	家畜畜産物衛生指導協会整備事業実施要領が制定され、45 都道府県に社団法人家畜畜産物衛生指導協会が整備、全国組織として全国家畜畜産物衛生指導協会協議会が設立
昭和 47 年 8 月 1 日	〃	昭和 47 年度における家畜防疫対策についての畜産局長からの通知
昭和 48 年 8 月 1 日	1973	昭和 48 年度における家畜防疫対策についての畜産局長からの通知
昭和 49 年 7 月 20 日	1974	昭和 49 年度における家畜防疫対策についての畜産局

年 月 日	西 暦	出 来 事
		長からの通知
昭和 50 年	1975	自衛防疫強化総合対策事業が実施
昭和 50 年 11 月 1 日	〃	家畜防疫対策要綱の策定についての畜産局長からの通達
昭和 51 年 3 月 5 日	1976	豚コレラ生ウイルス予防液の取り扱い要領についての畜産局長通知
昭和 55 年 5 月	1980	関東地方を中心にワクチン接種率の低下が原因とみられる再流行
昭和 55 年 10 月 17 日	〃	茨城、千葉、愛知、宮崎及び島根県での発生を受けて「豚コレラの防疫強化について」畜産局長が通知
昭和 56 年	1981	全国団体として「社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会」が設立され、これを中心とした自衛防疫体制が構築
昭和 56 年	〃	豚コレラ生ワクチンの力価試験が廃止
平成元年	1989	国の補助事業として「コンバインワクチン開発対策事業」にて豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチンの開発を開始
平成 2 年 11 月 29 日	1990	豚コレラ生ウイルス予防液の取り扱いについて畜産局長からの通達（昭和 51 年に制定された豚コレラ生ウイルス予防液の取り扱い要領についての廃止。これにより民間が独自に予防液の安定的供給を図ることに）
平成 3 年 4 月 18 日	1991	豚衛生管理マニュアルの制定を畜産局長から通知
平成 4 年 6 月 19 日	1992	家畜防疫対策要綱の全部改正について畜産局長から通達。これにより昭和 55 年 10 月 17 日付の「豚コレラの防疫強化について」の通達は廃止
平成 4 年 11 月	〃	豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチンが承認
平成 4 年	〃	熊本県において豚コレラの国内最終発生。以後、国内での発生が見られなくなる
平成 5 年	1993	豚コレラの原因ウイルスの管理は家畜衛生試験場から（社）動物用生物学的製剤協会に移管
平成 6 年	1994	養豚生産者の組織である全国養豚経営者会議等から豚コレラワクチン接種について自己責任として個人接種を認めるべきとの要望
	〃	全国家畜畜産物衛生指導協会が豚コレラの清浄化に向

年 月 日	西 暦	出 来 事
		けた検討を開始
平成 6 年	1994	養豚生産者を発起人とする豚コレラ清浄化実行委員会の立ち上げ
平成 7 年	1995	豚コレラの防疫推進の基本方針、ワクチンを使用しない防疫体制の確立を図るための全国検討会、都道府県レベルでの地方検討会を設置
平成 7 年 8 月 22 日	〃	豚コレラ撲滅技術検討会が開催
平成 7 年 8 月末	〃	平成 8 年度予算の概算要求として豚コレラ撲滅体制確立対策が公表
平成 7 年	〃	豚コレラウイルス含有量試験法としてモノクローナル抗体を用いた間接ペルオキシダーゼ法が採用
平成 8 年 4 月	1996	豚コレラ撲滅体制確立対策事業が開始
平成 8 年 5 月	〃	ワクチンを使用しない防疫体制の確立を図り、豚コレラの清浄化を達成することを目標とした「豚コレラ防疫対策要領」を制定（清浄性を監視しつつワクチン接種徹底による清浄化確認、接種中止による清浄化確認、輸入検疫強化を計画）
平成 10 年 2 月	1998	第 2 回豚コレラ撲滅全国検討委員会の開催
平成 10 年 4 月 6 日	〃	豚コレラ防疫対策要領を改正し、ワクチン接種を中止する場合の具体的手順、接種中止地域での清浄性監視、発生時の防疫対応などを通知
平成 10 年	〃	家畜防疫互助基金の加入促進が本格化
平成 10 年	〃	無血清培養が可能な豚腎株化細胞（CPK-NS, FL-3）を樹立し、GP 生ワクチンウイルス株が CPE を発現する中和法の開発
平成 11 年 4 月	1999	鳥取、岡山及び香川県が豚コレラワクチンの接種を中止
	〃	日本養豚経営者連絡会議などからワクチン接種継続を求める意見書が提出
平成 11 年 10 月	〃	新たに 3 県（三重県、島根県、高知県）がワクチンを中止
平成 12 年 4 月	2000	ワクチン接種中止の地域は新たに 26 都道府県で行われ、計 32 道府県となる
平成 12 年 7 月下旬	〃	規則改正やワクチン接種中止後の防疫要領の改正の手

年 月 日	西 暦	出 来 事
		続きを開始
平成 12 年 9 月 8 日	2000	家畜伝染病予防法の施行規則が改正され、10 月 1 日からワクチン接種の推進は全国的に中止され、豚コレラのワクチン接種は都道府県知事の許可を要することとされる。
平成 12 年 10 月 1 日	〃	" ワクチン接種を全国的に原則中止。豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチンは役割を終え、豚コレラ生ワクチンのみが都道府県知事の許可の下で使用されることになる。ワクチン接種国・地域からの豚肉等の輸入を停止。 "
平成 13 年 3 月	2001	原種ウイルス及びワクチンの試験に強毒豚コレラウイルス ALD 株の使用項目を削除
平成 13 年 3 月	〃	豚コレラウイルス抗体検査の多検体測定が可能な豚コレラエライザキット（チッソ株式会社）が承認
平成 14 年 10 月	2002	全面改正された動物用生物学的製剤基準の施行により、豚コレラ診断用蛍光抗体の特異試験に豚サイトメガロウイルス等が否定すべき病原体として新たに追加
平成 16 年 3 月 -9 月	2004	鹿児島県において国内承認ワクチン株と近縁のウイルスの感染事例が発生
平成 17 年 3 月	2005	食料・農業・農村政策審議会消費・安全分会家畜衛生部会にて特定家畜伝染病防疫指針として豚コレラの防疫指針の策定を提案し・了承
平成 17 年 4 月	〃	家畜衛生部会牛・豚疾病小委員会と豚コレラ撲滅技術検討会にて防疫指針の検討が開始
平成 17 年 6 月	〃	豚コレラ撲滅全国検討会の開催
平成 18 年 3 月 31 日	2006	農林水産省は豚コレラのワクチン接種の全面中止を前提とした豚コレラの防疫指針を公表
平成 18 年 4 月 1 日	〃	豚コレラワクチンの全面中止
平成 19 年 4 月 1 日	2007	ワクチン接種中止後 1 年が経過し、国際獣疫事務局の規約により我が国は豚コレラの清浄国となる

